

2019年10月11日

米国財務会計基準審議会 御中

**コメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」に対するコメント**

1. 当委員会は、米国財務会計基準審議会（FASB）が公表したコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」（以下「本コメント募集」という。）に対して、コメントを提供する機会を与えていただき感謝する。
2. 取得のれんの事後の会計処理に関しては、FASB だけでなく、国際会計基準審議会（IASB）においても議論が継続しており、世界的な課題であると認識している。こうした中で、我々は、本コメント募集へのコメントの提出を通じて、グローバルな会計基準の改善の取組みに貢献したいと考えている。
3. 我々は、取得のれんは減価する資産であると考えており、また、企業結合後に発現することが期待される超過収益力の効果に対応して費用認識されるコストであると考えているため、企業結合後の成果に関する目的適合性のある情報を提供するために、一定の期間で償却すべきと考えている。

我々は、取得のれんの残高が世界的に積み上がり、のれんの費用処理について、いわゆる”too little, too late”の懸念が関係者の間で増大していることを認識している。これらの課題に対しては、減損テストの改善で対応することは極めて困難であり、取得のれんの償却を再導入することによる根本的な改善が必要と考える。

4. 取得のれんを償却する場合、我々は、償却期間は経営者の見積りによるべきであり、その上限を 10 年とすべきと考えている。当該経営者の見積りは、将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間に基づくべきである。

しかし、我々はこれまでの国際的な議論において様々な見解のあることを承知しているため、国際的なコンセンサスを得るために、のれんについて、10 年又は 10 年より短い耐用年数がより適切であることを企業が説明する場合にはその耐用年数で償却すること、を次善の策として受け入れることが可能である。

5. 企業結合は、国をまたいで行われることが稀なものではなくなっており、我々は、米国会計基準の要求事項及び IFRS 基準の要求事項が最終的に比較可能なものとなることが望ましいと考えており、その過程で、FASB 及び IASB が緊密に連携して各々の会計基準の開発を行うことを期待する。
6. 個々の質問に係る我々のコメントについては別紙を参照されたい。我々のコメントが、FASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長

## 本コメント募集の個別質問に対するコメント

### 質問 1

のれんとは何か、あるいは、回答者の経験で、のれんは主として何を表しているか。

1. 取得のれんの中心的な要素は、本コメント募集で記載された事業を結合することにより期待されるシナジーや、被取得企業の「継続企業」の要素であると考えられる。それらの要素は将来のキャッシュ・フローの期待によることが大きく、金額的に算出することが困難であるものも含まれるが、いずれにせよ、取得のれんは、企業結合において行う投資のうち、企業結合後に発現することが期待される超過収益力の効果に対応して、費用認識されるコストであると考ええる。
2. 我々は、取得のれんは減価する資産であり、これらの効果は無期限に続くものではないと考える。

### 質問 2

現行ののれんの減損モデルによって提供される情報の便益は、当該情報の提供のコストを正当化するか。賛成又は反対の理由をコストと便益の文脈で説明されたい。

3. 現行の減損のみモデルは、減損の評価を報告単位全体で行う結果、いわゆるシールドイング効果（取得時に存在した取得者の含み益や取得後に生成されたのれんを含めて減損の評価を行うため、取得のれんの減損が不明瞭になること）が存在するため、構造上、取得のれんの減損を適時に識別することは困難であり、また、シールドイング効果に対応する改善を図ることも困難であると考えられる。  
  
また、現行の減損のみモデルは、減損テスト付きののれんの償却モデルと比較して、企業結合後の成果に関して提供される情報の便益が限定的と考えられる。この点に関しては、質問 3 に対する回答を参照のこと。
4. さらに、減損テストを行うにあたり適用可能で観察可能なインプットは限られており、信頼性確保のために毎期の見積りに多くの時間を要するため、現行の減損のみモデルは適用コストが大きい。
5. これらを踏まえると、現行の減損のみモデルは、情報を提供する便益が情報を提供するコストを正当化しないと考える。

### 質問 3

コストと便益のベースで、現行の減損のみのモデルと比較して、減損テスト付きののれん償却を支持するか（又は反対するか）。回答において理由を説明されたい。

6. 我々は、両モデルを比較衡量し、減損テスト付きののれんの償却を支持する。その理由は次のとおりである。
  - (1) 取得のれんは主として超過収益力を表す資産であり、減価する資産であると考えている。取得のれんの償却は、そうした減価を反映するとともに、自己創設のれんの認識を回避することとなる。
  - (2) 取得のれんは、企業結合において行う投資のうち、企業結合後に発現することが期待される超過収益力の効果に対応して、費用認識されるコストの一部である。その取得のれんの減価について、償却を通じて各報告期間の純損益に反映させることで、企業結合後の成果を適切に表すことが可能となり、投資家に目的適合性のある情報を提供するものと考えられる。
  - (3) のれんの償却は、作成者のコストの軽減に寄与すると期待される。すなわち、作成者には、償却期間を見積るコストが生じる可能性があるものの、減損の計算が行われる状況が少なくなる（特に、償却期間の上限を設定する場合 — 償却期間の上限に関する我々の見解については、本別紙第 8 項を参照）ため、減損テストを実施するコスト及び複雑性が減少すると考える。
7. 上記に加えて、我々は、“too little, too late”の問題に対する懸念が増大していることを認識している。近年、取得のれんの残高は増加が続いていることを関係者は懸念しており、これは、現行の減損のみモデルが有効ではない可能性がある（すなわち、減損が適時に認識されていない可能性がある）ことが理由と考えている。その懸念への対応は適時に行われるべきであり、償却及び減損モデルは、当該問題に対処するための、実務的で効果的なアプローチであると考えている。

### 質問 4

仮に当審議会がのれんを償却すると決定するとした場合、どの償却期間の特徴を支持するか。回答者の回答に当てはまるものすべてを記載し、特定の特徴を選択しなかった理由を説明されたい。

- a. 既定の期間
- b. 償却期間の上限
- c. 償却期間の下限
- d. 既定の期間以外の代替的な償却期間の正当化
- e. 取得した主要な識別可能な資産の耐用年数に基づく償却
- f. 取得した識別可能な資産の加重平均耐用年数に基づく償却
- g. 経営者の合理的な見積り（企業結合の結果としての予想されるシナジー又はキャッシュ・フロー、取得したプロセスの耐用年数、又はその他の経営者の判断に基づく）

8. 我々は、「g. 経営者の合理的な見積り」及び「b. 償却期間の上限」の特徴を支持し、経営者の見積りは、10年を上限として、「将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間」に基づくべきであると考えている。その理由は次のとおりである。

(1) 我々が日本のアナリストに対して行ったインタビューでは、償却を支持するアナリストは、経営者の合理的な見積りの使用を支持しており、「将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間」は有用な情報を提供すると回答していた。「g. 経営者の合理的な見積り」による場合、経営者の判断によるため異なる結果をもたらす可能性があるが、そうした見積りが投資家に目的適合性のある情報を提供するものと考えている。

(2) その一方で、(i)取得のれんが差額で計算され構成要素が必ずしも金額的に分解できないこと、また、(ii)効果を期待する期間が長期になり得ることから、財務的な健全性を考慮して、償却年数に上限を設けることが適切であると考えている。このため、「b. 償却期間の上限」の特徴を支持する。このような上限の設定は、その上限期間内で取得のれんの残高が減少することを確保し、本別紙第7項の“too little, too late”の問題への有効な対応になると考えられる。

適切な上限の年数を論理的に設けることは容易ではないが、上限を10年とすることが関係者の合意を得られやすいと考えられ、10年を提案する。これは、(i)企業結合の効果を10年を超える期間で継続することを見込む可能性は高くないとの見解が国際的に聞かれているとの理解、(ii)米国会計基準における非公開企業向けの償却オプション及び中小企業向けIFRSの償却の要求事項において上限として10年が示され実務で運用されているとの事実、また、(iii)学術的なペーパーの研究結果<sup>(注1)</sup>を踏まえたものである。

9. 我々の選好は、前項のとおり、経営者の見積りを基礎としたうえで、上限を10年

とするというものであるが、これまでの国際的な議論において様々な見解のあることを承知している。このため、我々は、国際的なコンセンサスを得るために、のれんを10年で償却するか、又は10年より短い耐用年数がより適切であると企業が説明する場合にはその耐用年数で償却すること（「d. 既定の期間以外の代替的な償却期間の正当化」及び10年を上限とする点で「b. 償却期間の上限」に相当）を次善の策として受け入れることが可能である。

当該アプローチは、償却期間の見積りにおける主観性を排除しつつ、10年より短い償却期間の判断の余地を残すことにより、一定の合理性も確保するものと考ええる。

#### 質問 5

のれんの償却か減損かに関する回答者の見解は、償却方法あるいは償却期間に依存するか。するのかもしれないのかを示し、説明されたい。

10. 前述したように、我々は、取得のれんは減価する資産であり、その効果は無期限に続くものではないと考えており、償却を再導入する場合には、会計基準を開発する上では、償却期間の設定が重要であると考えている。

#### 質問 6

のれんの償却期間について、持分投資者は、企業が既定の期間以外の償却期間を正当化する場合に、意思決定に有用な情報を受け取るのか。そうだとした場合、この情報の便益はコスト（運用コストであれ他の種類のコストであれ）を正当化するか。説明されたい。

11. 既定の期間を設けた上で、本別紙第9項と整合的に既定の期間を上限としてそれ以外の償却期間の正当化を許容することは、各々の企業結合の特性の違いを反映する余地が生まれ、情報の有用性は高まると考える。また、そうした正当化は、企業がそうすることが適切であると判断した場合にのみ行われるため、コストに見合わない場合にも企業がコストを負担するという事にはならない。このため、有用性はコストを正当化すると考える。

#### 質問 9

現行の減損モデルと比較して、のれんの減損を少なくとも年 1 回評価する（定性的又は定量的に）という要求の削除について、どのくらい支持（又は反対）するか。理由を説明されたい。

12. 年次の減損テストの評価は、償却を行わないことにより生じる可能性のある、減損損失の認識の遅れを懸念して設けたものであり、減損テストの削除は、償却の再導入と合わせて検討すべきものと考えられる。すなわち、償却を行わない場合は、年次の減損テストは必要と考えるが、償却する場合には、トリガーとなる事象が発生した場合のみに減損テストを行えばよいと考える。

**質問 10**

現行の減損モデルと比較して、のれんの減損を企業レベル（又は報告単位以外のレベル）でテストする選択肢を与えることについて、どのくらい支持（又は反対）するか。理由を説明されたい。

13. 我々は、企業レベルで減損テストを実施するオプションに関する本コメント募集の指摘に同意し、一部の報告単位の自己創設のれんの増大が他の報告単位における取得のれんの減損を覆い隠してしまう可能性がある点で適切ではないと考える。

**質問 12**

のれんの事後の会計処理に対する考え得るアプローチには、(a) 減損のみのモデル、(b) 減損テストと組み合わせた償却モデル、(c) 償却のみのモデル、が含まれる。さらに、代替案(a)又は(b)で使用される減損テストを簡素化することも現状維持とすることも考えられる。次の表における質問に「はい」又は「いいえ」で回答することにより、下記の代替案を支持するかどうかを示していただきたい。回答について説明されたい。

	示されたモデルを支持するか	減損の評価をトリガー事象の発生時にのみ要求することを支持するか	企業レベル（又は報告単位以外のレベル）でのテストを認めることを支持するか
減損のみ			



減損付きの償却			
償却のみ		該当なし	該当なし

14. 次のとおり回答する。

	示されたモデルを支持するか	減損の評価をトリガー事象の発生時にのみ要求することを支持するか	企業レベル（又は報告単位以外のレベル）でのテストを認めることを支持するか
減損のみ	いいえ	いいえ	いいえ
減損付きの償却	はい	はい	いいえ
償却のみ	いいえ	該当なし	該当なし

#### 質問 18

アプローチ 2（原則ベースの規準）に関して、資産の定義を満たすかどうかについて部分的に基づいて無形資産を認識することの運用可能性についてコメントされたい。

15. 我々は、FASB の概念フレームワークプロジェクトにおいて検討している資産の定義の変更提案をよく理解しておらず、また、適用される無形資産の会計単位についてもよく理解していないため、コメントは留保する。

#### 質問 19

アプローチ 1 から 3 は、追加的な項目をのれんに含めると、のれんの償却が必要となると仮定している。賛成か反対か。理由を説明されたい。

16. アプローチ 1 からアプローチ 3 について、取得のれんの償却を前提とすることに賛成する。我々は、企業結合における無形資産の認識と取得のれんの償却は、本質的



には異なるテーマであることを認識している。しかし、有限の耐用年数の無形資産を取得のれんに含めて、実質的に当該取得のれんの償却期間で償却を行う場合、取得のれんを償却しない場合よりも費用化が早まると考えられるため、コスト便益の観点で取得のれんに含めることが正当化されると考える。

#### 質問 25

公開企業にのれん及び無形資産の会計処理方法に関する選択肢並びに減損テストの方法と頻度（セクション 1 及び 2 で前述）に関する選択肢を与えることのコストと便益に対する影響を記述されたい。

17. 本別紙第 6 項で言及したように、我々は、取得のれんは減価する資産であり、経営者の合理的な見積りに基づく期間で償却を強制すべきであると考えている。
18. しかしながら、これまでの国際的な議論においては様々な見解があり、取得のれんの事後の会計処理に関して国際的にコンセンサスに至ることが困難である。例えば、次のような見解が見られる。すなわち、(i) 取得のれんは減価しないとの見解や、(ii) 取得のれんと自己創設のれんを区分せず全体として価値が維持されているか確認すればよいとの見解や、(iii) 減価するとしても償却期間は不確定であり償却に依拠すべきでないとの見解などである。
19. 公開企業に対して、取得のれんの事後の会計処理に選択制を提供することに関して、我々は、当該選択制が企業間の比較可能性を低下させ、財務諸表利用者に追加の負担が生じる可能性がある旨を承知している。しかし、会計責任の履行のために償却が有用か否かに関する経営者の意見も分かれていると考えられ、選択制は、経営者に対して自身が有用と考える会計モデルの選択を可能とし、作成者と投資家のコミュニケーションをさらに有効なものとするのを可能とするというメリットがある。

また、我々は、“too little, too late”の課題への懸念が高まっていることを認識しており、前項のように、取得のれんの事後の会計処理に関して国際的にコンセンサスに至ることが困難であるとして現状を維持することは適切でないと考えている。こうした中で、我々は、選択制は理想的でない可能性はあるものの、現実的なアプローチの候補として検討に値すると考えている。

この選択制のアプローチについては、2017年7月に開催された会計基準アドバイザリー・フォーラムにおいて提案を行っている。当該会議での詳細な提案については次のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.asb.or.jp/en/discussions/papers/2017-0612-2.html>

20. なお、選択制については、その選択をどの単位で行うことが認められるか（すべての企業結合に適用する企業の会計方針とするか、企業結合ごとに選択するか）等の追加の論点が生じる。この点について、我々は、以下の理由から、すべての企業結合に適用する企業の会計方針とすることが適切と考えている。

(1) 報告企業のすべての企業結合に同じモデルが首尾一貫して適用されない場合、のれんの帳簿価額に、償却されているのれんと償却されていないのれんの両方が含まれることになり、財務諸表利用者への目的適合性のある情報の提供の観点から正当化することは困難である。

(2) いずれかのモデルを、会計方針として報告企業のすべての企業結合に首尾一貫して適用することにより、経営者が、企業結合の成果に関する説明責任を果たすための方法に係る考え方に、のれんの事後の会計処理を合わせる事が可能となる。

21. また、選択制により生じる比較可能性の欠如の懸念に関しては、企業間の比較を行うために必要となる情報を補うための追加的な開示要求を設けることにより、懸念を一定程度緩和することも可能であると考ええる。

#### **質問 26**

GAAP に基づいて報告する公開企業と IFRS に基づいて報告する公開企業との間ののれん及び特定の認識した無形資産の会計処理における比較可能性の欠如は、財務報告情報の有用性をどの程度低下させているか。回答を説明されたい。

22. 有用性がどの程度低下しているのかを説明することは困難である。企業結合は、国をまたいで行われることが多くなっており、我々は、米国会計基準の要求事項及び IFRS 基準の要求事項が最終的に比較可能なものとなることを望ましいと考えており、その過程で、FASB 及び IASB が緊密に連携して基準開発を行うことを期待する。

## 質問 29

円卓会議に関心があり、参加することができるか。

23. 本コメント募集で議論されているトピックはグローバルな会計基準の動向に影響を与えるトピックであり、円卓会議への参加に関心を持っている。

以 上

(注1) ASBJ が参照した主な学術論文は以下のとおりである。

- Dickinson, V. and G. A. Sommers (2012). Which competitive efforts lead to future abnormal economic rents? Using accounting ratios to assess competitive advantage. *Journal of Business Finance and Accounting*, 39(3) & (4), 360-398.
- Healy, P., Serafeim, G., Srinivasan, S. and Yu, G. (2011). Market competition, government efficiency, and profitability around the world. Working paper, Harvard Business School. Available at SSRN 1865878.
- Muramiya, K. (村宮 克彦) (2010) 「残余利益モデルを構成する財務比率の特性分析」桜井久勝編著『企業価値評価の実証分析 モデルと会計情報の有用性検証』第9章, 230-269頁, 中央経済社 (以下のペーパー及び書籍のタイトルは正式なものではなく、ASBJ スタッフによる仮訳である。) Characteristic analysis of financial ratios that constitute residual income model, in Sakurai, H. ed., *Empirical analysis of enterprise valuation*, Section 9, 230-269, Chuokeizai-sha, Inc.
- Nissim, D. and Penman, S. H. (2001). Ratio analysis and equity valuation. *Review of Accounting Studies*, 6, 109-154.
- Obinata, T. (大日方 隆) (2013). 「利益率の持続性と平均回帰」 Sustainability and mean reversion of profitability. Chuokeizai-sha, Inc.
- Palepu, K. G. and Healy, P. M. (2012). *Business analysis and valuation 5th edition - International edition*, Cengage learning.
- Sakurai, T. (櫻井貴憲) (2010) 「残余利益の持続性と企業価値評価」桜井久勝編著『企業価値評価の実証分析』第10章, 270-315頁, 中央経済社 (以下のペーパー及び書籍のタイトルは正式なものではなく、ASBJ スタッフによる仮訳である。) Sustainability of residual income and enterprise valuation, in Sakurai, H. ed., *Empirical analysis of enterprise valuation*, Section 10, 270-315, Chuokeizai-sha, Inc.

Palepu and Healy において、超過営業自己資本利益率が5-10年で消失するという実証研究結果が示されている。また、Nissim and Penman において、超過営業利益に関して10分位ポートフォリオを作成し、平均回帰の期間を分析した結果、最高10分位において当該超過営業利益が10年以上持続するという経験的証拠が得られている。